

備考

- 1 「水利使用の目的」については、水利使用に係る事業のための施設の総体又は代表的な施設の名称を記載すること。
- 2 「取水量等」の記載については、次のとおりとする。
 - (1) 取水量及び使用水量の単位は、立方メートル毎秒（1日最大取水量、1日最大使用水量、年間総取水量及び1日平均取水量にあつては、立方メートル）とすること。
 - (2) 発電のためにする水利使用にあつては、最大取水量及び常時取水量のほか、総落差及び有効落差並びに最大理論水力及び常時理論水力を記載し、かつ、最大出力、常時出力及び常時尖頭出力を記載すること。
 - (3) かんがいのためにする水利使用にあつては、しろかき期その他の期間別の最大取水量（最大取水量に86,400秒を乗じて得た量と1日最大取水量とが異なるときは、最大取水量及び1日最大取水量）を記載し、かつ、かんがい面積を記載すること。
 - (4) その他の水利使用にあつては、最大取水量及び1日最大取水量（一定の期間ごとに最大取水量又は1日最大取水量が異なるときは、その期間別の最大取水量及び1日最大取水量）を記載し、かつ、水道のためにする水利使用にあつては、給水人口を記載すること。
 - (5) 取水量と使用水量が異なるときは、使用水量をあわせて記載すること。
 - (6) 年間総取水量又は1日平均取水量を定めて水利使用を行うときは、これを記載すること。
 - (7) ダムによる流水の貯留を利用して取水するときは、その旨並びに当該ダムの名称、位置及び設置者の氏名（法人にあつては、その名称）を記載すること。
 - (8) その他責任放流等の水利使用の条件があるときは、これを記載すること。
- 3 「工作物及び土地の占用」の記載については、次のとおりとする。
 - (1) 「占用面積」の欄には、河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）の占用面積を記載すること。
 - (2) 「摘要」の欄には、新築、改築又は除去の別その他参考となるべき事項を記載すること。
- 4 「土地の掘削等」の記載については、次のとおりとする。
 - (1) 「河川区域内の土地における土捨場の設置、土地の掘削その他の形状を変更する行為（工作物の新築、改築又は除去のためにするものを除く。）及び竹林の栽植又は伐採について記載すること。
 - (2) 「摘要」の欄には、捨土量、掘削土量等を記載すること。
- 5 既に許可を受けている流水占用等について、継続して流水占用等をしようとする場合は、既に受けている許可書の写しを添付すること。
- 6 取得した個人情報、流水占用等に係る事務手続き等のためにのみ使用します。ただし、特に必要と認められる場合、関係機関へ提供することがありますので、予めご了承ください。